

世田谷区建設工事総合評価方式実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区建設工事総合評価方式実施要綱 令和3年12月22日 3世経理第553号 世田谷区建設工事総合評価方式実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、区が発注する工事（以下「発注工事」という。）において、安定的な品質、労働者の適正な労働条件及び事業者の健全な経営環境を確保するとともに、地域社会に貢献している企業等の受注機会の拡大を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、入札の際に工事価格、施工能力、企業の地域貢献及び世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号）の趣旨に沿った取組等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「建設工事総合評価方式」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号。以下「契約事務規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工事 世田谷区工事施行規程（昭和50年9月世田谷区訓令甲第33号）第2条第1号に規定する工事をいう。</p> <p>(2) 主管課長 世田谷区工事施行規程第4条第1項に規定する主管課長をいう。</p> <p>(3) 評価値 第6条に規定する価格点、施工能力評価点、地域貢献評価点及び公契約評価点を合計した点数をいう。</p> <p>(4) 評価基準価格 第6条に規定する価格点の算出にあたって、適正な労働環境及び品質を確保するため、最も適正と思われる価</p>	<p>○世田谷区建設工事総合評価方式実施要綱 令和3年12月22日 3世経理第553号 世田谷区建設工事総合評価方式実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、区が発注する工事（以下「発注工事」という。）において、安定的な品質、労働者の適正な労働条件及び事業者の健全な経営環境を確保するとともに、地域社会に貢献している企業等の受注機会の拡大を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、入札の際に工事価格、施工能力、企業の地域貢献及び世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号）の趣旨に沿った取組等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「建設工事総合評価方式」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号。以下「契約事務規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工事 世田谷区工事施行規程（昭和50年9月世田谷区訓令甲第33号）第2条第1号に規定する工事をいう。</p> <p>(2) 主管課長 世田谷区工事施行規程第4条第1項に規定する主管課長をいう。</p> <p>(3) 評価値 第6条に規定する価格点、施工能力評価点、地域貢献評価点及び公契約評価点を合計した点数をいう。</p> <p>(4) 評価基準価格 第6条に規定する価格点の算出にあたって、適正な労働環境及び品質を確保するため、最も適正と思われる価</p>

改正後	改正前
<p>格として設定する価格をいう。</p> <p>(5) 失格基準価格 世田谷区低入札価格調査制度要領（平成22年6月30日22世経理第245号）第3条第2項の規定に基づき、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格として設定する価格をいう。</p> <p>(発注工事の選択)</p> <p>第3条 建設工事総合評価方式により落札者を決定する発注工事は、契約担当者が主管課長と協議して選択するものとする。</p> <p>(落札者の決定方法)</p> <p>第4条 建設工事総合評価方式においては、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、評価値が最も高いもの（以下この条において「最高点者」という。）を落札者と決定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区低入札価格調査制度要領の規定により発注工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。</p> <p>3 最高点者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(落札者決定基準)</p> <p>第5条 落札者決定基準（令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）には、評価基準、評価の方法、落札者の決定基準その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(評価の方法)</p> <p>第6条 建設工事総合評価方式においては、価格点、施工能力評価点、地域貢献評価点及び公契約評価点を合計した評価値により評価を行うものとする。</p> <p>2 前項の価格点として付与する点数は、50点を上限とし、次の計算式により算出する。</p> <p>(1) 「入札価格<math>\geq</math>評価基準価格」の場合</p>	<p>格として設定する価格をいう。</p> <p>(5) 失格基準価格 世田谷区低入札価格調査制度要領（平成22年6月30日22世経理第245号）第3条第2項の規定に基づき、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格として設定する価格をいう。</p> <p>(発注工事の選択)</p> <p>第3条 建設工事総合評価方式により落札者を決定する発注工事は、契約担当者が主管課長と協議して選択するものとする。</p> <p>(落札者の決定方法)</p> <p>第4条 建設工事総合評価方式においては、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、評価値が最も高いもの（以下この条において「最高点者」という。）を落札者と決定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区低入札価格調査制度要領の規定により発注工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。</p> <p>3 最高点者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(落札者決定基準)</p> <p>第5条 落札者決定基準（令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）には、評価基準、評価の方法、落札者の決定基準その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(評価の方法)</p> <p>第6条 建設工事総合評価方式においては、価格点、施工能力評価点、地域貢献評価点及び公契約評価点を合計した評価値により評価を行うものとする。</p> <p>2 前項の価格点として付与する点数は、50点を上限とし、次の計算式により算出する。</p> <p>(1) 「入札価格<math>\geq</math>評価基準価格」の場合</p>

改正後	改正前
$50 - 50 \times \frac{9 \times \left( \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{10 \times \left( \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - 1 \right)^2}$	$50 - 50 \times \frac{9 \times \left( \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{10 \times \left( \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - 1 \right)^2}$
<p>(2) 「入札価格&lt;評価基準価格」の場合</p>	<p>(2) 「入札価格&lt;評価基準価格」の場合</p>
$50 - 50 \times \frac{\left( \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{\left( \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{失格基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}$	$50 - 50 \times \frac{\left( \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{\left( \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{失格基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}$
<p>3 前項の評価基準価格は、<b>予定価格の10分の7.5から10分の9.3までの範囲内において</b>、次の計算式により算出する。</p>	<p>3 前項の評価基準価格は、次の計算式により算出する。</p>
<p>評価基準価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×<b>0.68</b>＋発生材売却費等  ※解体工事の場合は、直接工事費の乗率を0.8とする。</p>	<p>評価基準価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.55＋発生材売却費等  ※解体工事の場合は、直接工事費の乗率を0.8とする。</p>
<p><b>※計算式により算定した額が、予定価格に10分の9.3を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.3を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格の10分の7.5を乗じて得た額とする。</b></p>	
<p>4 第1項の施工能力評価点として付与する点数は、20点を上限とし、工事成績、優良工事实績、配置予定技術者の資格及び配置予定技術者の実績の観点から評価する。なお、その点数配分は次表に定めるとおりとする。</p>	<p>4 第1項の施工能力評価点として付与する点数は、20点を上限とし、工事成績、優良工事实績、配置予定技術者の資格及び配置予定技術者の実績の観点から評価する。なお、その点数配分は次表に定めるとおりとする。</p>

改正後				改正前																																			
工事成績	優良工事実績	配置予定技術者の資格	配置予定技術者の実績	工事成績	優良工事実績	配置予定技術者の資格	配置予定技術者の実績																																
-2~13点	0~3点	0~2点	0~2点	-2~13点	0~3点	0~2点	0~2点																																
<p>5 第1項の地域貢献評価点として付与する点数は、15点を上限とし、区との災害時協力協定（危機管理部災害対策課が所管するものに限る。）の締結状況及び活動実績、区内本店事業者並びに地域経済振興として区内事業者への下請使用状況の観点から評価する。なお、その点数配分は次表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害時協力協定の締結状況及び活動実績</th> <th>区内本店事業者</th> <th>地域経済振興（区内下請及び自社施工）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~6点</td> <td>0~3点</td> <td>0~6点</td> </tr> </tbody> </table>				災害時協力協定の締結状況及び活動実績	区内本店事業者	地域経済振興（区内下請及び自社施工）	0~6点	0~3点	0~6点	<p>5 第1項の地域貢献評価点として付与する点数は、15点を上限とし、区との災害時協力協定（危機管理部災害対策課が所管するものに限る。）の締結状況及び活動実績、区内本店事業者並びに地域経済振興として区内事業者への下請使用状況の観点から評価する。なお、その点数配分は次表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害時協力協定の締結状況及び活動実績</th> <th>区内本店事業者</th> <th>地域経済振興（区内下請及び自社施工）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~6点</td> <td>0~3点</td> <td>0~6点</td> </tr> </tbody> </table>				災害時協力協定の締結状況及び活動実績	区内本店事業者	地域経済振興（区内下請及び自社施工）	0~6点	0~3点	0~6点																				
災害時協力協定の締結状況及び活動実績	区内本店事業者	地域経済振興（区内下請及び自社施工）																																					
0~6点	0~3点	0~6点																																					
災害時協力協定の締結状況及び活動実績	区内本店事業者	地域経済振興（区内下請及び自社施工）																																					
0~6点	0~3点	0~6点																																					
<p>6 第1項の公契約評価点として付与する点数は、15点を上限とし、賃金支払の状況、労働福祉の状況、労働安全衛生、建設キャリアアップシステム、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス、障害者雇用並びに若年者雇用の観点から評価する。なお、その点数配分は次表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賃金支払の状況</th> <th>労働福祉の状況</th> <th>労働安全衛生</th> <th>建設キャリアアップシステム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-2~0点</td> <td>0~3点</td> <td>0~4点</td> <td>0~2点</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス</td> <td>障害者雇用</td> <td>若年者雇用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0~2点</td> <td>-2~2点</td> <td>0~2点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（一部評価項目不採用時の評価方法）</p>				賃金支払の状況	労働福祉の状況	労働安全衛生	建設キャリアアップシステム	-2~0点	0~3点	0~4点	0~2点	男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス	障害者雇用	若年者雇用		0~2点	-2~2点	0~2点		<p>6 第1項の公契約評価点として付与する点数は、15点を上限とし、賃金支払の状況、労働福祉の状況、労働安全衛生、建設キャリアアップシステム、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス、障害者雇用並びに若年者雇用の観点から評価する。なお、その点数配分は次表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賃金支払の状況</th> <th>労働福祉の状況</th> <th>労働安全衛生</th> <th>建設キャリアアップシステム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-2~0点</td> <td>0~3点</td> <td>0~4点</td> <td>0~2点</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス</td> <td>障害者雇用</td> <td>若年者雇用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0~2点</td> <td>-2~2点</td> <td>0~2点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（一部評価項目不採用時の評価方法）</p>				賃金支払の状況	労働福祉の状況	労働安全衛生	建設キャリアアップシステム	-2~0点	0~3点	0~4点	0~2点	男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス	障害者雇用	若年者雇用		0~2点	-2~2点	0~2点	
賃金支払の状況	労働福祉の状況	労働安全衛生	建設キャリアアップシステム																																				
-2~0点	0~3点	0~4点	0~2点																																				
男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス	障害者雇用	若年者雇用																																					
0~2点	-2~2点	0~2点																																					
賃金支払の状況	労働福祉の状況	労働安全衛生	建設キャリアアップシステム																																				
-2~0点	0~3点	0~4点	0~2点																																				
男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス	障害者雇用	若年者雇用																																					
0~2点	-2~2点	0~2点																																					
<p>第7条 前条第4項、第5項及び第6項に掲げた評価項目のうち、発注工事において評価項目として採用しない項目がある場合には、落</p>				<p>第7条 前条第4項、第5項及び第6項に掲げた評価項目のうち、発注工事において評価項目として採用しない項目がある場合には、落</p>																																			

改正後	改正前
<p>札者決定基準において、評価する項目及び配点等について示すものとする。</p> <p>(学識経験を有する者の意見聴取)</p> <p>第8条 区長は、建設工事総合評価方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項</p> <p>(2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無</p> <p>2 区長は、前項の規定による意見の聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(入札公告に掲げる事項)</p> <p>第9条 建設工事総合評価方式を実施するときは、入札公告(入札説明書及び落札者決定基準を含む。)において、契約事務規則第9条に規定する事項に加えて、次に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1) 建設工事総合評価方式により落札者を決定する旨</p> <p>(2) 建設工事総合評価方式を適用する理由</p> <p>(3) 建設工事総合評価方式における評価の項目及び方法並びに落札者の決定方法</p> <p>(4) 入札に参加しようとする者が提出すべき書類及びその提出方法</p> <p>(5) 入札時に申告した内容(第6条第4項の配置予定技術者の資格及び配置予定技術者の実績並びに同条第6項の賃金支払の状況に係るものに限る。)が達成されなかった場合は、当該発注工事の工事成績評定を減点する旨</p> <p>(6) 入札時に申告した内容に虚偽があった場合は、契約の解除及</p>	<p>札者決定基準において、評価する項目及び配点等について示すものとする。</p> <p>(学識経験を有する者の意見聴取)</p> <p>第8条 区長は、建設工事総合評価方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項</p> <p>(2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無</p> <p>2 区長は、前項の規定による意見の聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(入札公告に掲げる事項)</p> <p>第9条 建設工事総合評価方式を実施するときは、入札公告(入札説明書及び落札者決定基準を含む。)において、契約事務規則第9条に規定する事項に加えて、次に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1) 建設工事総合評価方式により落札者を決定する旨</p> <p>(2) 建設工事総合評価方式を適用する理由</p> <p>(3) 建設工事総合評価方式における評価の項目及び方法並びに落札者の決定方法</p> <p>(4) 入札に参加しようとする者が提出すべき書類及びその提出方法</p> <p>(5) 入札時に申告した内容(第6条第4項の配置予定技術者の資格及び配置予定技術者の実績並びに同条第6項の賃金支払の状況に係るものに限る。)が達成されなかった場合は、当該発注工事の工事成績評定を減点する旨</p> <p>(6) 入札時に申告した内容に虚偽があった場合は、契約の解除及</p>

改正後	改正前
<p>び指名停止の措置をとることがある旨  (7) 予定価格、評価基準価格、調査基準価格及び失格基準価格に関する事項  (入札結果等の公表)</p>	<p>び指名停止の措置をとることがある旨  (7) 予定価格、評価基準価格、調査基準価格及び失格基準価格に関する事項  (入札結果等の公表)</p>
<p>第10条 契約担当者は、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。  (1) 落札者  (2) 落札者を決定した理由  (3) 入札をした者の評価結果  (費用負担)</p>	<p>第10条 契約担当者は、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。  (1) 落札者  (2) 落札者を決定した理由  (3) 入札をした者の評価結果  (費用負担)</p>
<p>第11条 入札をした者（入札を辞退した者を含む。以下この条において同じ。）が入札手続に要した一切の費用は、入札をした者の負担とする。  (その他)</p>	<p>第11条 入札をした者（入札を辞退した者を含む。以下この条において同じ。）が入札手続に要した一切の費用は、入札をした者の負担とする。  (その他)</p>
<p>第12条 この要綱に定めるもののほか、建設工事総合評価方式の実施に関し必要な事項は、財務部長が定める。  附 則  この要綱は、令和3年12月22日から施行する。  附 則（令和5年2月10日4世経理第782号）  1 この要綱は、令和5年2月10日から施行する。  2 改正後の世田谷区建設工事総合評価方式実施要綱の規定は、施行日以後の公告又は指名に係る建設工事総合評価方式入札により令和5年4月1日以後に契約を締結する工事請負契約について適用し、施行日以前の公告又は指名に係る建設工事総合評価方式入札による工事請負契約及び令和5年4月1日前に契約を締結する工事請負契約については、なお従前の例による。</p>	<p>第12条 この要綱に定めるもののほか、建設工事総合評価方式の実施に関し必要な事項は、財務部長が定める。  附 則  この要綱は、令和3年12月22日から施行する。</p>